

安曇野市下水道等の使用料について

答 申

平成 2 2 年 1 月 2 0 日

安曇野市下水道事業運営審議会

平成22年1月20日

安曇野市長 宮澤宗弘様

安曇野市下水道事業運営審議会

会長 大谷孝由

下水道使用料等について（答申）

平成21年8月19日付、21下維Aター2第2号で諮問を受けた「下水道使用料の料金体系の統一について」、当審議会では審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

目 次

はじめに	1
1. 現行の使用料体系について	3
2. 下水道使用料の統一による新料金体系について	4
3. 下水道使用料の算定期間について	5
4. 下水道事業の健全な運営について	6
おわりに	8
附属資料	
1. 諮問書（写）	
2. 安曇野市下水道事業運営審議会委員名簿	
3. 安曇野市下水道事業運営審議会使用料審議経過	

はじめに

下水道は、市民が健康で衛生的な生活を送るために、欠くことのできない公共施設であり、清潔で快適な生活環境の改善と公共用水域の水質保全という重要な役割を担っている。

安曇野市の下水道整備は、全体計画面積 3,823ha のうち、平成 21 年度末において約 2,963ha の整備が完了する予定であり、下水道の普及率は 84% に達する。

また、明科地域においては下水道類似施設の農業集落排水事業により整備が完了している地区もあり、現在公共下水道の整備事業を促進している穂高地域を除く各地域で整備完了となり、今後下水道事業の重点は建設から維持管理へと移行する。

下水道整備事業は公共事業の中でも多額の資金を要する先行投資型の事業であり、その財源は国庫補助金を除くと大部分を下水道事業債による長期借入に依存するため、下水道整備が終盤を向かえた現在において地方債の元利償還金が増大し、合わせて受益者負担金収入が下水道整備の完了と共に大幅に減少することから、今後下水道事業を巡る財政・経営状況は一層厳しいものとなり、建設基金の取り崩しを行ったとしても、一般会計からの繰入に大きく依存しなければならない等、大きな課題を抱えている。

そこで、経費負担のあり方を含めた収支計画を検討し、今後の適正な下水道使用料を定めることが緊急の課題となっている。

このように、安曇野市の下水道事業をめぐる環境は大変厳しい状況となることが予想されることから、安曇野市公共下水道事業の健全な運営のため下水道使用料等のあり方について諮問を受け、適正な経費負担の原則による下水道使用料を定めるため、関係資料等を十分検討しつつ、慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のように答申する。

1. 現行の使用料体系について

安曇野市の公共下水道の使用料体系は、平成18年度に料金改定を行い、累進従量制を採用している。基本使用料については、月あたり10 m³までの使用水量を基本水量とし、累進制度は超過料金として3ランクの階層を設け、使用水量の増加に応じ使用料単価が高くなる体系である。しかしながら、下水道事業会計における収益的収支において、使用料の決定に至った地域的な背景の異なりから、豊科地域及び穂高・三郷・堀金・明科地域で単価の異なる体系となっている。

種 別	区 分	排除した汚水量	豊科地域	穂高・三郷・堀金・明科地域
一般汚水	基本料金	10 m ³ まで	1,785 円	1,890 円
	1 m ³ につき	11 m ³ ～30 m ³	178.5 円	189 円
		31 m ³ ～100 m ³	194.25 円	199.5 円
		101 m ³ 以上	204.75 円	210 円
公衆浴場		1 m ³ につき	44.1 円	
一時使用		1 m ³ につき	204.75 円	210 円

なお、明科地域の農業集落排水施設及び豊科地域の特定地域生活排水処理施設は整備範囲も小規模で、利用者数についても公共下水道と比べると非常に少なく、施設としては同じ生活排水の処理サービスの対価によるため、公平の観点から公共下水道と同一の料金体系を採用している。

2. 下水道使用料の統一による新料金体系について

本来、合併後の安曇野市においては、公共料金は市内全地域で統一されることが望ましいが、下水道使用料については現行2系統の料金体系となっている。

豊科地域は、下水道への接続件数や大口使用者も多いため、使用料収入が多額に見込めるとして、前回の料金改定では、使用料単価を他地域より低く設定し、経過期間を置くとしてきたが、安曇野市の下水道処理区域の95%を占める犀川安曇野流域下水道への汚水処理負担金が、豊科地域も他地域も同一単価での賦課となっているため、不公平感是正のためにも統一が望ましい。

本市の下水道会計は、一般会計からの繰入れに大きく依存していることから、使用料の値上げを検討しなければならない状況もあるが、累積赤字の解消された流域下水道事業の汚水処理負担金が減額される予定もあることから、全市的な値上げをせず、段階的な値上げとなるが、豊科地域の使用料を他地域と統一することでまず市内の環境を整備する。

なお、従量制について、下水道施設の整備に対するコストを考えれば汚水排出量の多い企業等の大口使用者と、生活排水程度の一般家庭とでは、従量に累進を考慮して格差を設けることが必要であり現行の3ランクを維持する。ただ、累進度については、高率であれば大口使用者に過重な負担となり、公共下水道への接続が進まないことから、今後の課題として累進度の緩和が望ましい。

また、農業集落排水施設及び特定地域生活排水処理施設の使用料については、公共下水道に比べ利用者も少なく、また同じ生活排水の処理サービスによる対価であるため、公平の観点から公共下水道と同一の料金体系とするのが適当である。

種 別	区 分	排除した汚水量	統一後の使用料
一般汚水	基本料金	10 m ³ まで	1,890 円
	1 m ³ につき	11 m ³ ～30 m ³	189 円
		31 m ³ ～100 m ³	199.5 円
		101 m ³ 以上	210 円
公衆浴場		1 m ³ につき	44.1 円
一時使用		1 m ³ につき	210 円

3. 下水道使用料の算定期間について

下水道使用料は日常生活に密着した料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたって期間を算定することは、経済の変動等による予測の確実性を失うことになる。犀川安曇野流域下水道の汚水処理負担金の算定期間も3年であることから、算定期間は、平成22年度から平成24年度までの3年間とする。

4. 下水道事業の健全な運営について

下水道は、長期の建設期間と多額の投資により整備を進めてきたが、整備に要した地方債の借入が、後年度において多額の元利償還を必要とし、厳しい財政状況を招いている。

しかしながら、財源に当たる受益者負担金は、穂高地域を除く地域の整備が終了している現状では、すでに納付を完了している受益者との均衡から現行制度を維持していくことが望ましい。

下水道事業について維持管理運営の効率化を図るには、最大限に利用率を高めることが重要であり、施設の能力に見合う有収水量を確保するため、下水道への未接続者の解消に取り組み、接続率の向上により使用料収入を確保することが必要である。

下水道への未接続者の解消には広報啓発活動を進め特に、下水道の供用開始から3年を経過した地区においては、下水道法により接続義務が定められていることもあり、未接続世帯への訪問指導等による未接続の解消に向けた努力が必要であり、公共施設については、下水道が整備されれば迅速に下水道へ接続をしなければならない。

また、接続率を向上させなければ下水道整備本来の目的である、公共用水域の水質保全も達成できない。

整備が終了に近づいてきた今後の下水道事業の運営にあたっては、維持管理が主要事業となってくるが、包括的民間委託など民間のノウハウを積極的に採用するなど維持管理費の節減に努

め、住民負担の軽減を目的に経費の抑制を図るとともに、下水道使用料及び受益者負担金等の未収金については、適正な下水道収入の確保のため回収強化が必要である。

現在下水道事業は特別会計となっているが、地方公営企業法の適用企業への転換を目指し、健全な財政運営のため経営状況を明確化し、下水道事業が最小限の経費で効率的に運営されているかの、判断材料を市民に提供しなければならない。

お わ り に

今回の審議会では、安曇野市公共下水道の健全な運営と、そのための料金統一の必要性について、慎重に検討するとともに活発な議論を行った。

審議の結果、厳しい社会情勢の中、使用料の著しい負担の増額は緩和することとし、一部負担とするものではあるが、対等合併により誕生した安曇野市の一体感を醸成する上からも負担の公平性は必要なものであり、本審議会では使用料の統一を図ることが最良であるとの結論に達した。

しかし今後は、一層の経費節減と下水道への接続率向上による収益増等の努力を行い、安易に使用料の値上げによらない下水道事業の運営に努められたい。

また、厳しい経済情勢のもとでの下水道使用料の改定は、市民生活に及ぼす影響が大きいことから、直接の値上げ地域となる豊科地域のみならず、改定の趣旨及び内容等を全地域の市民に十分理解していただくための周知期間をとり、効果的な広報活動に努められたい。

附 属 资 料



21下維Aタ-2第2号

平成21年 8月19日

安曇野市公共下水道事業
運営審議会会長 様

安曇野市長 平林伊三郎

諮 問 書

安曇野市公共下水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

安曇野市下水道事業の健全な運営と、そのための料金体系統一の必要性について。

諮 問 の 趣 旨

安曇野市の下水道は、清潔、快適で健康的な生活を営む上で欠くことのできない重要な公共施設として、生活環境の向上と公共用水域の水質保全などを目的に整備され、豊科、三郷、堀金、明科の各地域では事業計画区域の整備をほぼ終了し、残る穂高地域での整備に重点を置きながら、今年度末には80パーセント以上の市民が下水道を使用できるまでとなっています。

しかしながら、下水道整備事業は公共事業の中でも多額の資金を要する先行投資型の事業であり、その財源は国庫補助金、受益者負担金を除くと大部分を下水道事業債による長期の借入に依存する仕組みになっています。

この起債に見合う資産はストックされてはいるものの、公共下水道事業特別会計が負担すべき元利償還金は平成33年のピークまで増加し、その間の下水道使用料の伸びが元利償還金の増加に追いつかず、また下水道施設の完成が近づくことで受益者負担金が大幅に減少することから、今後は一般会計よりの繰入金に大きく頼らなければならないのが実情です。

一方、下水道の維持管理に関しては、流域下水道事業の累積赤字解消に伴い、汚水処理負担金について平成22年度からの減額が検討されています。この減額によれば使用料を7.6パーセント値上げすることに相当します。

このようなことから、下水道事業の健全な財政運営のため、使用料の値上げの検討の必要となるところですが、まずは現在2系統となっている下水道使用料金の統一に向け調整を図るとともに、今後は地方公営企業法の適用企業への転換を念頭に下水道事業を展開する所存です。

以上このような認識の下、安曇野市公共下水道事業の健全な運営を行うため、その基本的な方向性について意見を求めるものであります。

安曇野市公共下水道事業運営審議会委員名簿

	氏 名	住 所
学識経験者	会 長 <small>おおたに</small> 大谷 <small>たかよし</small> 孝由	安曇野市 穂高
	<small>とどりき</small> 等々力 <small>ひとし</small> 等	安曇野市 豊科
受益者代表	<small>こぶく</small> 小福 <small>けいこ</small> 敬子	安曇野市 豊科
	<small>おおうち</small> 大内 <small>くにこ</small> 都子	安曇野市 穂高
	<small>ふやま</small> 布山 <small>いづみ</small> 泉	安曇野市 三郷
	副会長 <small>ひらばやし</small> 平林 <small>ともこ</small> トモ子	安曇野市 堀金
	<small>おおつき</small> 天月 <small>きみお</small> 公男	安曇野市 明科
公募委員	<small>たちかわ</small> 立川 <small>おきみ</small> 修身	安曇野市 穂高

安曇野市公共下水道事業運営審議会審議経過

	開催年月日	開催場所	審議内容
第1回審議会	H21. 8. 19	豊科総合支所 上下水道庁舎 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 下水道事業の概要 ・ 下水道整備普及状況 ・ 下水道使用料
第2回審議会 (料金改定の必要性について)	H21. 9. 25	豊科総合支所 上下水道庁舎 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金統一について
第3回審議会 (料金改定の必要性について)	H21. 11. 26	豊科総合支所 上下水道庁舎 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金統一 ・ 答申について
第4回審議会 (料金改定の必要性について)	H21. 12. 21	豊科総合支所 上下水道庁舎 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定 ・ 答申について